

指 名 停 止 一 覧 表

令和2年12月23日現在

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
千葉県長生郡白子町鷲80番地 株式会社大多和組 代表取締役 大多和 清	令和2年12月23日から 令和3年1月22日まで (1か月)	第2条第1項 別表第1第8号 (安全管理措置の不 適切により生じた 工事関係者事故)	左記業者が元請けとして請け負った、長生土木事務所発注の「広域河川改修(復興)工事(南白亀川護岸工その48)」において、令和元年9月28日、電気工事業者(当該業者より作業指示を受けた業者)が、現場事務所移設のためプレハブに仮設置してあった電気の引込柱を、被災者(電気工事業者から作業協力を依頼された者)と2人で撤去していたところ、プレハブ上部で作業していた被災者が転落し死亡した。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。